解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

大阪府守口市京阪本通二丁目二番五号守口市役所内

守口市土地開発公社

代表清算人　井上　良一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十九日茨木市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

大阪府茨木市真砂一丁目一八番一一号

茨木市真砂・玉島台土地区画整理組合

代表清算人　中西　賛治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

奈良県桜井市大字初瀬七七四番地

財団法人元森町自治会

代表清算人　菖蒲　稔雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

和歌山県西牟婁郡白浜町栄七六七番地

社団法人栄共済会

代表清算人　西村　哲哉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月五日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川七三八番地

財団法人添野川保郷会

代表清算人　岡本　人司

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年四月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

広島県広島市中区八丁堀一五番一〇号

中国建設弘済会厚生年金基金

清算人　小金　勝秀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

大分県日田市大字高瀬一四七九番地

財団法人長家育英会

代表清算人　梅木　哲

配当公告

最後の住所岡山市北区門前三九一番地二

破産者　亡　秋山進相続財産

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十四年（フ）第六六二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九三、二八六、八一三円

一、配当することのできる金額

金二三、一一〇、五八二円

平成二十五年五月十五日

岡山市北区蕃山町七番一号二〇一

破産管財人　弁護士　和田　朝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区大島五丁目二七番、最後の住所川崎市川崎区桜本一丁目一番四―三〇二号メゾンミール川崎参番館

被相続人　亡　野原　朝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十五日

川崎市幸区堀川町五八〇番地ソリッドスクエア西館三階

相続財産管理人　弁護士　金川　昌平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市名和町涼戸四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十五日

愛知県半田市昭和町一丁目三番地森半田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　荻須　茂生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市土橋町七丁目一〇〇番地、最後の住所愛知県豊田市細谷町一丁目八番地

一　被相続人　亡　兵藤　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十五日

愛知県豊田市平芝町三丁目一二番地一二

相続財産管理人　平林今朝雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区百舌鳥陵南町一丁八三番地一、最後の住所大阪府堺市北区百舌鳥陵南町一丁八三番地一上野芝ジャスティライフ五〇三

被相続人　亡　鈴木　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十五日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階

相続財産管理人　中川　澄

第６期決算公告　平成25年５月10日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

シナーラリーシング株式会社

代表取締役　西ヶ谷典至

貸借対照表の要旨（平成25年３月25日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,223
	固定資産	1,855,927
	合計	1,923,150
負純資産の債及び部	流動負債	139,706
	固定負債	1,734,525
	株主資本	2,032
	資本金	3,000
	利益剰余金	△967
	（その他利益剰余金）	（△967）
	評価・換算差額等	46,885
	合計	1,923,150

(注)　当期純損失　190千円

第66期決算公告　平成25年４月24日

千葉県船橋市習志野５丁目１番３号

習志野タクシー株式会社

代表取締役　原　圭介

貸借対照表の要旨（平成25年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,192
	固定資産	104,564
	合計	277,757
負純資産の債及び部	流動負債	45,271
	固定負債	25,255
	株主資本	207,230
	資本金	10,400
	資本剰余金	36
	（資本準備金）	(36)
	利益剰余金	196,794
	（利益準備金）	(2,600)
	（その他利益剰余金）	(194,194)
	（うち当期純利益）	(13,043)
	合計	277,757

第80期決算公告

平成25年５月15日

千葉県千葉市中央区末広四丁目27番１号

西千葉タクシー株式会社

代表取締役　山田　耕司

貸借対照表の要旨（平成25年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	166,514
	固定資産	193,848
	合計	360,363
負純資産の債及び部	流動負債	38,735
	固定負債	12,743
	株主資本	308,868
	資本金	16,000
	利益剰余金	292,868
	（利益準備金）	(4,000)
	（その他利益剰余金）	(288,868)
	（うち当期純利益）	(138,868)
	評価・換算差額等	16
	合計	360,363